令和6年度 子育て支援センター園庭・駐車場利用計画設計業務委託 企画提案審査要領

1 基本的な考え方

企画提案の審査にあたっては、提案内容を公平かつ客観的に評価し、委託する業務の目的が達成できるよう最適な事業者を選定すること。

2 審查者

審査者は箕輪町職員5人以内とし、こども未来課において選出する。なお、審査者氏名の公表は一切行なわない。

3 提案に対する評価

次の評価基準に基づき審査する。

評価項目			評価の基準	配点
価格以外	提案者に関	履行	・本業務と同種の業務実績があるか。	10 点
の評価点	する評価	実績等		
(80 点)	(20 点)	業務	・業務責任者や主担当者の経歴その他の業務実	10 点
		実施体制	施体制が本業務の履行に当たって相応しいものと	
			なっているか。	
	企画提案に	提案内容	・業務委託の目的や町の現状等を十分に把握し、	20 点
	関する評価	の的確性	反映した提案になっているか。	
	(60 点)	提案内容	・業務体制、見積金額、提案内容を総合的に判断	20 点
		の実現性	して実現性があるか。	
			・意見聴取を適切に行う体制が整っているか。	20 点
価格評価(20 点)			最低見積額÷見積金額×価格点の配点	20 点

4 受託候補者の決定

評価点の合計が最も高い提案者を受託候補者とする。なお、評価点が最も高く同点の者が2者以上 ある場合には、次により受託候補者を決定する。

- (1)「提案内容の適格性」の評価点が異なる場合は、その評価が高いものを受託候補者とする。
- (2)「提案内容の適格性」の評価点が同じ場合、「提案内容の実現性」の評価が高いものを受託候補者とする。
- (3)「提案内容の実現性」の評価点が同じ場合、「価格評価」の評価点が高いものを受託候補者とする。
- (4)「提案内容の適格性」「提案内容の実現性」「価格評価」の評価点が同じ場合には、本事業に関係のない箕輪町職員にくじ引きをさせ、受託候補者を決定する。その際、提案者は、希望によりくじ引きに立ち会うことができるものとする。